明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令（法務四）　一
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一二）　二

〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は京都府及び奈良県へ行幸啓になる件（宮内庁二）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務五三）　四
○港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同五四）　四
○バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五五）　四
○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五六、五七）　四
○クラスター弾に関する条約のガンビア共和国及びフィリピン共和国による批准に関する件（同五八）　五
○スペイン及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンの不当廉売関税について課税期間が満了した件（財務六一）　五
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（農林水産四八九）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二七九）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二八〇～二八二）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二八三～二八六）　五
○道路に関する件（関東地方整備局三二、三三）　五

〔国会事項〕
内閣　警察庁　六

〔人事異動〕
内閣　警察庁　六

〔皇室事項〕
諸事項　六

〔官庁報告〕
国家試験　六
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等　九
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他　一〇
会社その他　三

省令

○法務省令第四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の規定に基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月五日　法務大臣　山下　貴司

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を、改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録の認証） **第九条**　［1～5　略］ 6　法第六十二条ノ六第三項の認証の付与の嘱託に係る電磁的記録に記録された情報について嘱託人が指定公証人の面前において行う行為は、指定公証人の役場又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）に出頭してするものとする。 7　前項の規定にかかわらず、同項に規定する嘱託をするために指定公証人に対し提供しなければならない情報であって認証を受けようとする情報と併せて提供しなければならないものが電気通信回線により指定公証人に送信して提供されている場合には、嘱託人が指定公証人の面前において行う法第六十二条ノ六第一項第二号に掲げる行為（同条第二項に規定する宣誓をした上で行うものを除く。）は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によってすることができる。	（電磁的記録の認証） **第九条**　［1～5　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］